

**伐木等の業務特別教育修了者を対象とした
伐木等業務従事者安全衛生教育（再教育）**
通達に基づく安全衛生教育

労働安全衛生法第60条の2第2項及び平成元年5月22日付けの公示により、事業者は、チェーンソーを用いて立木の伐木等の業務に従事させる者には、伐木等の業務特別教育修了者に対して、修了後5年ごとに安全衛生教育を行うよう求められています。

安全衛生規則及びガイドラインの改正に伴い、現在開催内容について、検討を行っております。

開催内容が決まりましたら、改めて開催についてお知らせします。

しばらくお待ちください。

なお、開催希望がありましたら、事務局あて、メール、ファックス等でお知らせください。

林材業労災防止協会静岡県支部 事務局
〒420-8601静岡市葵区追手町9番6号県庁西館9階
Tel&Fax 054-252-3160
E-mail rinsai-sizuoka@m6.dion.ne.jp